

資料②

第3期介護保険事業計画の概要

2005年5月12日

1 第3期介護保険事業計画の 策定に当たって

具体的な計画に記載する主な追加事項

1. 市町村介護保険事業計画

- ① 日常生活圏域の設定
- ② 介護給付等対象サービス（※）の見込量（地域密着型については「日常生活圏域ごと」）
（※）
→介護給付に係るサービス（居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス）
→予防給付に係るサービス（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援）
- ③ 市町村及び日常生活圏域における、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型老人福祉施設入所生活介護に係る必要利用定員総数 ➡ 「地域密着型サービス」の指定拒否の基準
- ④ 地域支援事業に要する費用の額、量の見込み

2. 都道府県介護保険事業支援計画

- ① 市町村の介護保険事業計画を踏まえた老人保健福祉圏域ごとの介護給付等対象サービスの見込量
- ② 老人保健福祉圏域ごとの介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数並びに介護保険施設の入所定員総数
- ③ 施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- ④ 介護サービス情報の公表に関する事項

日常生活圏域の設定について

第3期以降の市町村介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内を日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むこととしている。日常生活圏域の設定については、以下の事項を総合的に勘案し、保険者ごとに定める。

- 地理的条件
- 人口
- 交通事情その他社会的条件
- 介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況 等

日常生活圏域の設定事例一覧

〔 全国介護保険担当課長会議 11月10日(水)別冊資料
「圏域設定等を試行的に行った市町の事例集」より 〕

	A町	B市	C市	D市
人 口	14,580人 (H16.4.30現在)	113,794人 (H16.1.1現在)	620,551人 (H16.1.1現在)	85,193人 (H16.5.1現在)
高齢化率	27.3% (H16.4.30現在)	17.6% (H16.1.1現在)	12.3% (H16.1.1現在)	16.8% (H16.5.1現在)
面 積	203.84平方km	12.92平方km	90.41平方km	129.76平方km
圏域数	3 圏域	3 圏域	18 圏域	8 圏域
圏域設定 の考え方	現市街地、旧市街地、 旧産炭地という町の特 徴で設定。なお、小 小学校区とも合致	生活形態（コミュニ ティ地域）に応じて 設定	市で定める保健福祉 圏域の小圏域（出張 所・公民館単位）で 設定	地域づくり活動の単 位（公民館単位）を 基本として、地域特 性、地区間の交流な どを考慮して設定

	E市	F市	G市	H市
人 口	68,656人 (H16.6.30現在)	77,820人 (H16.4.1現在)	242,049人 (H16.4.1現在)	102,918人 (H16.4.1現在)
高齢化率	17.9% (H16.6.30現在)	16.2% (H16.4.1現在)	21.9% (H16.4.1現在)	24.2% (H16.4.1現在)
面 積	76.97平方km	19.18平方km	248.32平方km	558.17平方km
圏域数	9 圏域	4 圏域	8 圏域	3 圏域
圏域設定 の考え方	公民館の対象区域 （おおむね小学校 区）で設定	中学校区で設定	旧行政区単位を基本 として、地形、人口、 居住形態を考慮して 設定	合併前の町村部は住 民自治協議会の単位、 市部は人口集積等を 考慮して設定

介護サービスの種類（制度改正後）

市町村が 指定・監督を行うサービス	都道府県が指定・監督を行うサービス	
◎地域密着型サービス ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	◎居宅サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ◎居宅介護支援	介護給付を行うサービス
◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○介護予防通所介護（デイサービス） ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具販売	介護予防給付を行うサービス

第3期介護保険事業計画(平成18～20年度)の策定に当たって

1. 基本的な考え方

【今後の高齢者介護の基本的な方向性】

① 介護予防の推進

要介護状態になる前の段階から（現行の）要支援や要介護1程度まで、継続的・効果的な介護予防サービス（地域支援事業・新予防給付）を行い、生活機能の低下を予防

② 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

- ・ 認知性高齢者が増大する中、住み慣れた地域での生活継続が重要
- ・ 施設の居住環境について個室化を進めるとともに、重度者への重点化を推進
- ・ 高齢者単身世帯の増加や都市の高齢化の進行に対応した、多様な「住まい」の普及の推進



- 2015年（平成27年）に向けてこの方向性を推進していくため、3期先の計画（～平成26年度）を見据えた目標を設定
- 各市町村は、この目標達成に向けた第3期介護保険事業計画（～平成20年度）を作成

2. 介護予防の推進

○地域支援事業の実施

- 要支援・要介護状態に陥るおそれのある者（高齢者人口の５％程度）を対象として地域支援事業を実施

（※）地域支援事業は、市町村の体制整備状況に応じて、平成18年度から開始

- 地域支援事業を実施した高齢者のうちの２０％について、要支援・要介護状態となることを防止

（※）地域支援事業の実施が軌道に乗った平成20年度実施以降で20％

○新予防給付の実施

- 要支援者（現行の要支援及び要介護１の一部）を対象として、新予防給付を実施

- 現行の要支援・要介護１の人数のうちの１０％について、要介護２以上への移行を防止

（※）新予防給付の実施が軌道に乗った平成20年度実施以降で10％

【介護予防の実施による要介護者等のイメージ(全国推計)】（注）合計が合わない年度は、端数処理の関係

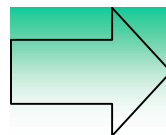
		平成16年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度
要介護2～5	自然体	210万人	260万人	290万人	320万人
	予防効果	—	240万人	260万人	290万人(－30万人)
現行の要支援・要介護1	自然体	200万人	260万人	290万人	320万人
	予防効果	—	260万人	280万人	310万人(－10万人)
地域支援事業の対象者	自然体	—	140万人	150万人	160万人
	予防効果	—	160万人	180万人	200万人(+40万人)

3. 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

○介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

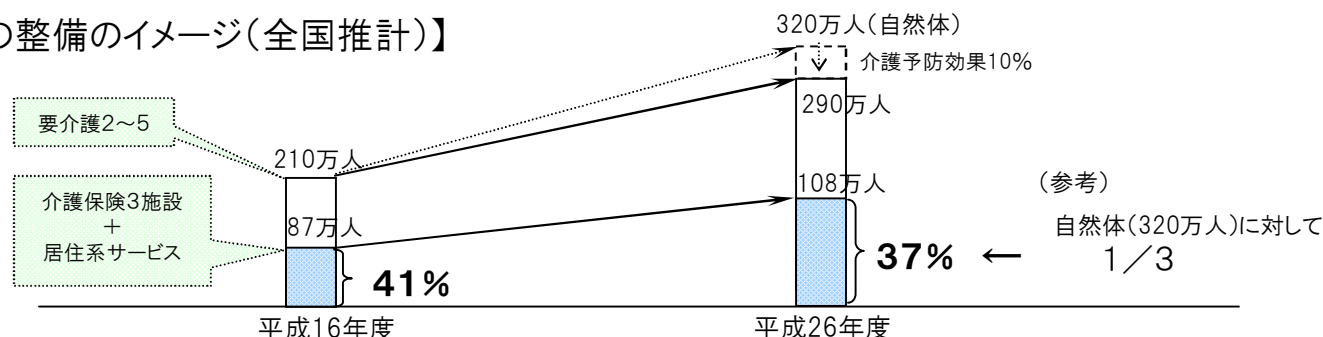
(※)介護専用の居住系サービス:認知症高齢者グループホーム・介護専用型の特定施設

平成16年度
要介護認定者数（要介護2～5）に対する施設・居住系サービス利用者の割合は
41%



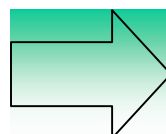
平成26年度
37%以下
(平成16年度よりも1割引下げ)

【これからの整備のイメージ(全国推計)】



○多様な「住まい」の普及の推進

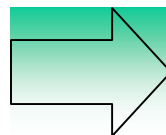
- ・ 高齢者単身世帯の増加
- ・ 都市部の高齢化の急速な進行
- ・ 高齢期の住み替えに対するニーズ



多様な「住まい」の普及
→ 高齢者が安心して暮らせるよう、介護が付いている住まいを適切に普及

○介護保険3施設利用者の重度者への重点化

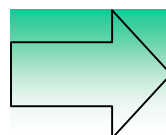
平成16年度
入所施設利用者全体に対する要介護4, 5の割合は**59%**



平成26年度
70%以上

○介護保険3施設の個室化の推進

平成16年度
・ 3施設の個室割合は**12%**
・ 介護老人福祉施設（特養）の個室の割合は**15%**



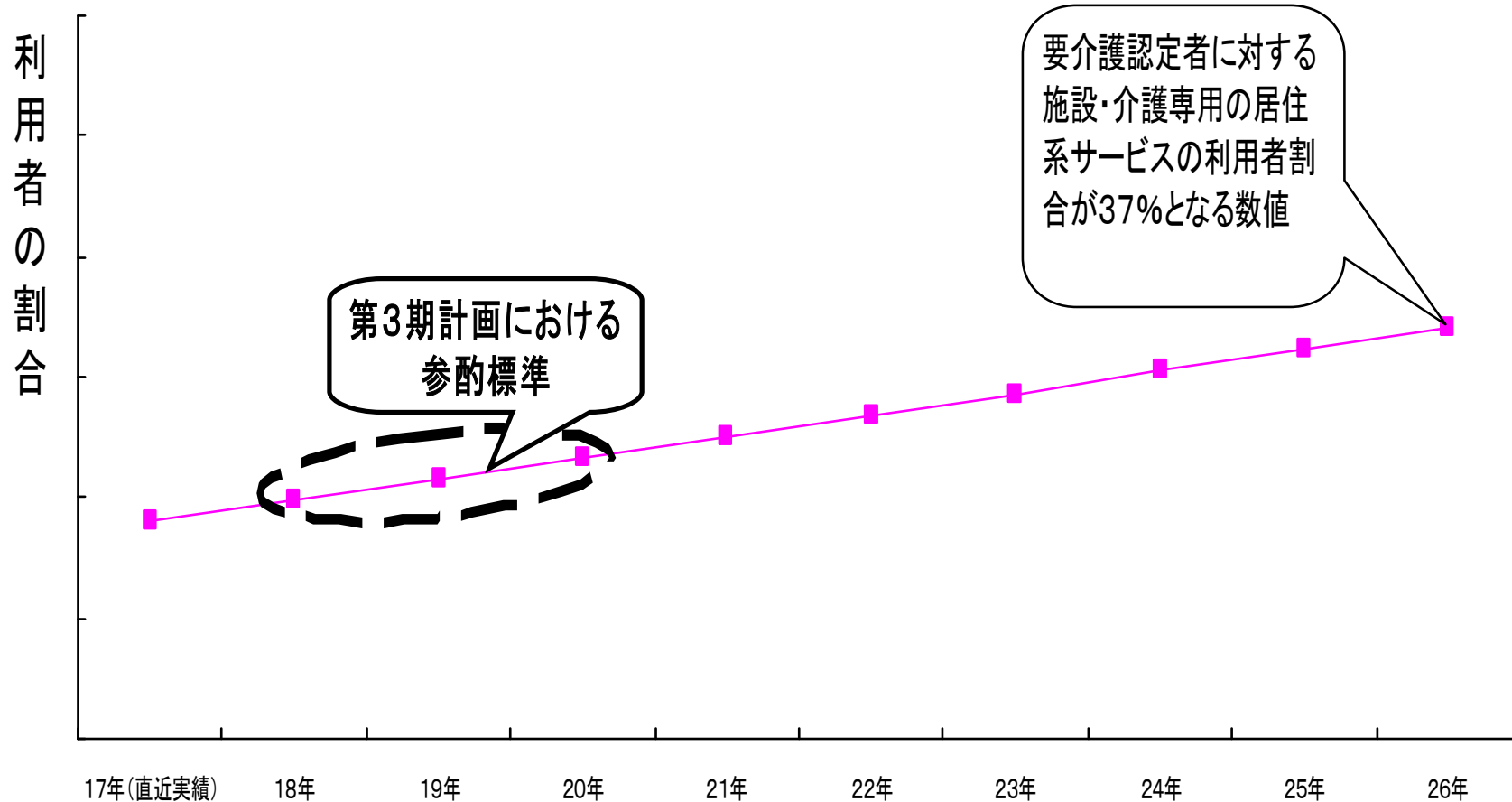
平成26年度
・ 3施設の個室割合 **50%以上**

・ 特養の個室割合 **70%以上**

第3期介護保険事業計画における参酌標準(イメージ図)

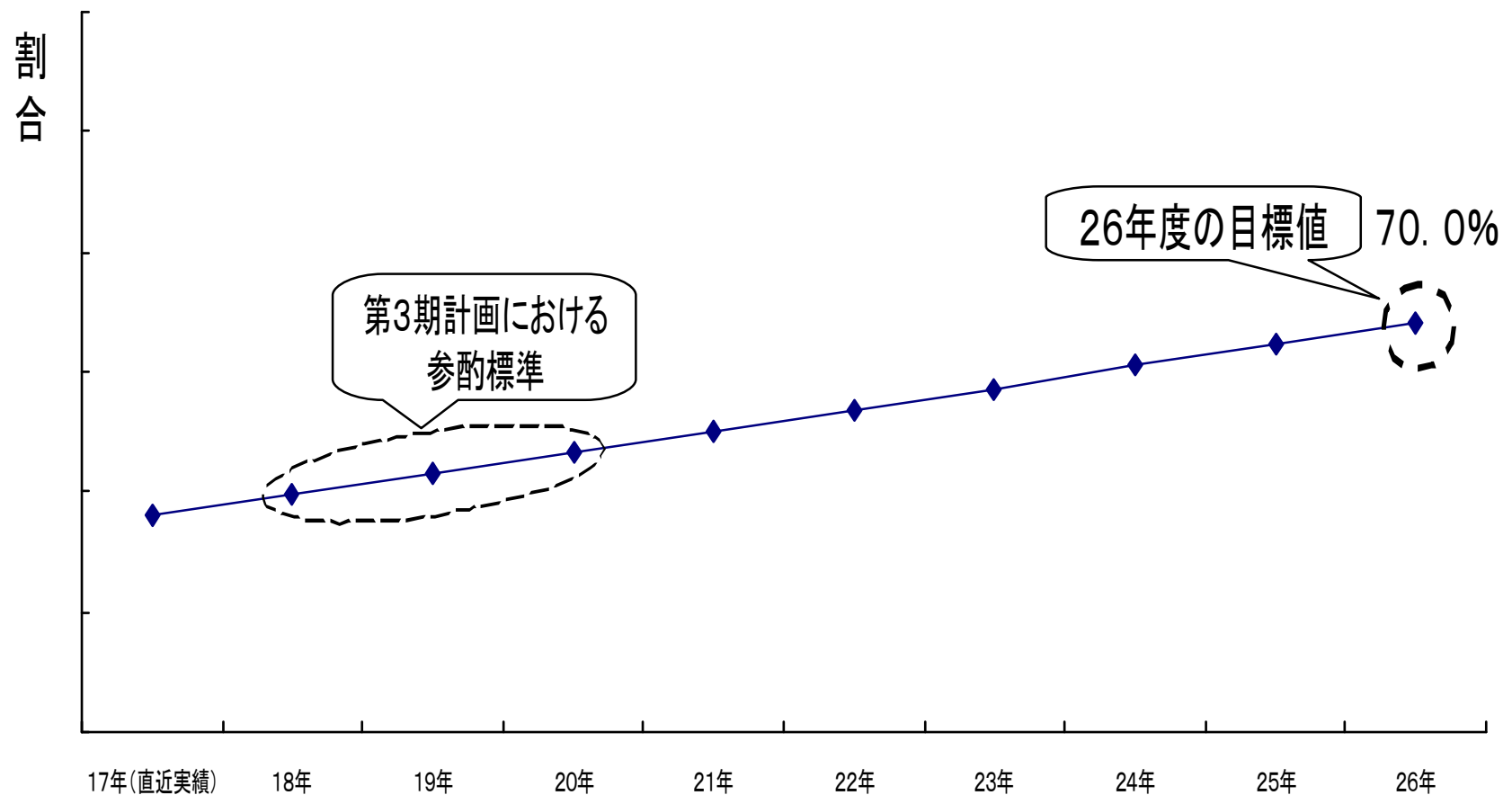
介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

要介護認定者数(要介護2～5)に対する施設・介護専用の居住系サービスの利用者の割合に関する参酌標準



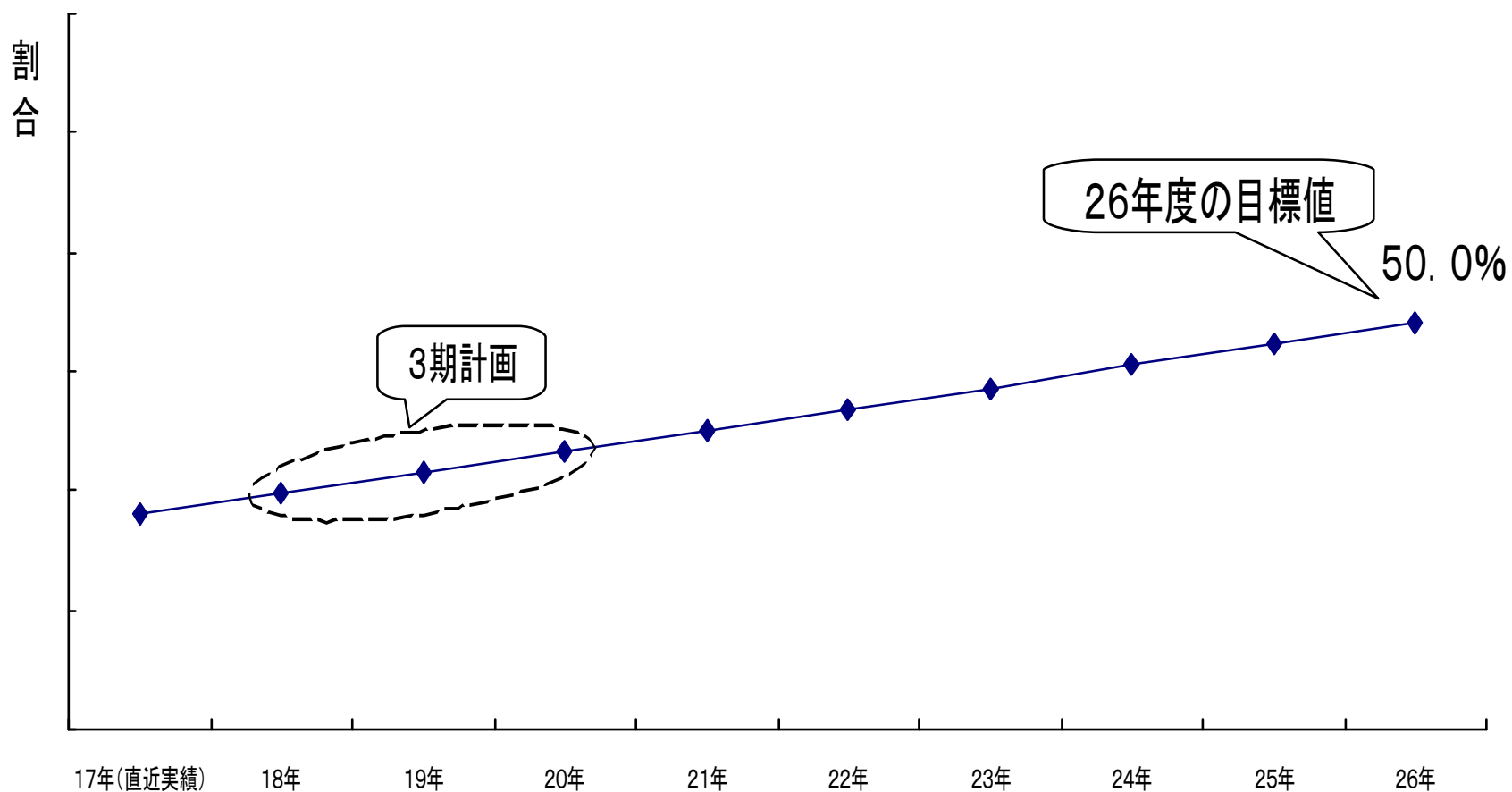
介護保険3施設利用者の重度者への重点化

施設サービスの利用者に占める要介護4・5の者の割合



介護保険3施設の個室・ユニットケアの推進

施設全体に占める個室・ユニットケアの割合



施

施設利用の将来推計（イメージ）

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
									あ

10月の全国課長会議資料P
32～36、40の記載内容に
従い計算してください。

									37%以下
									あ × 37%以下

									い
									70%以上
									い × 70%以上

									う
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

両方を足して、
あ × 37%以下
になるように、各市町村にお
いて設定。

地域支援事業の創設

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する「地域支援事業」を介護保険制度に位置付ける。

○ 市町村は、地域支援事業として次の事業を行う。

①介護予防事業

- ・要支援・要介護になるおそれの高い者（ハイリスク者）等を対象とする介護予防サービスの提供

②包括的支援事業

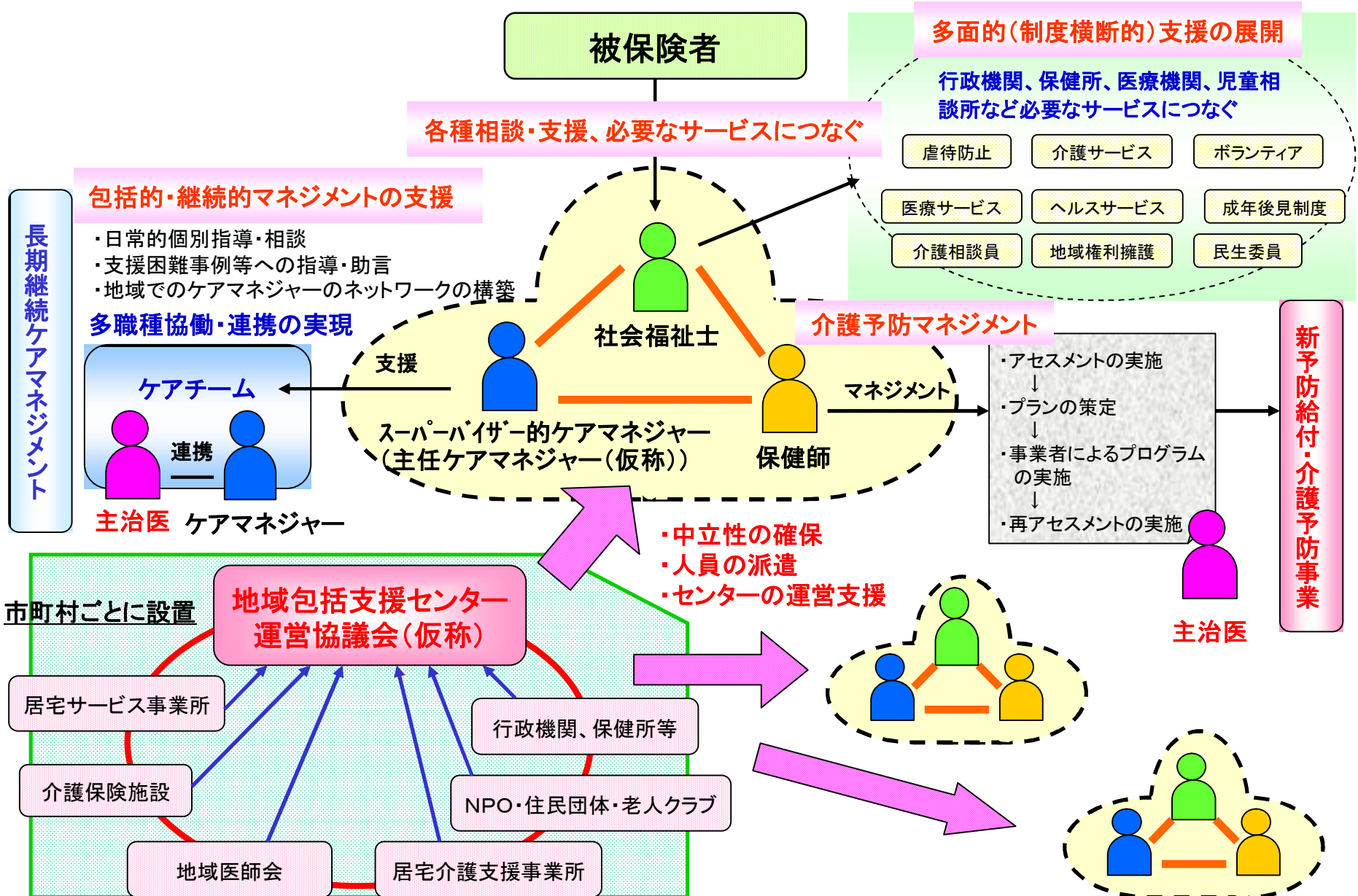
- ・介護予防マネジメント事業（上記①の介護予防サービスのマネジメント）
- ・総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）
- ・地域ケア支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

③その他

- ・①及び②以外に、介護給付費適正化事業、権利擁護事業、家族支援事業などを行うことができる。

○ 地域支援事業に要する費用については、事業の種別により、第1号被保険者の保険料、第2号被保険者の保険料又は公費（国、都道府県及び市町村）により賄うこととする。

地域包括支援センター(地域包括ケアシステム)のイメージ(案)



地域支援事業の財源（概要図）

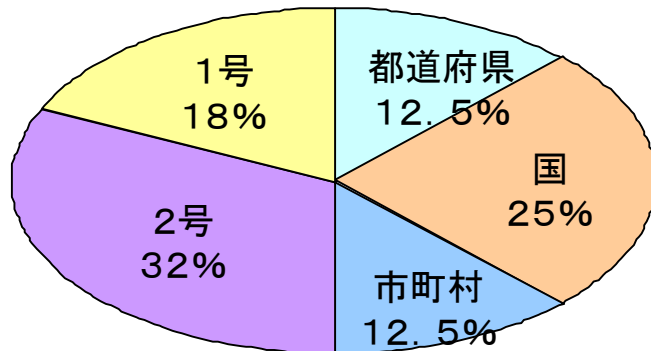
地域支援事業については、
政令で事業規模について一定
の限度額を定める

地域支援事業

介護予防事業

○ 介護予防事業の実施による介護 保険給付抑制
効果を考慮し、1号 保険料及び公費に加え、2号
保険 料も財源とする。

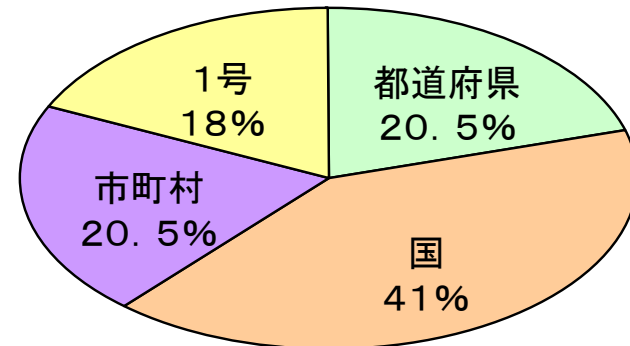
【財源構成】



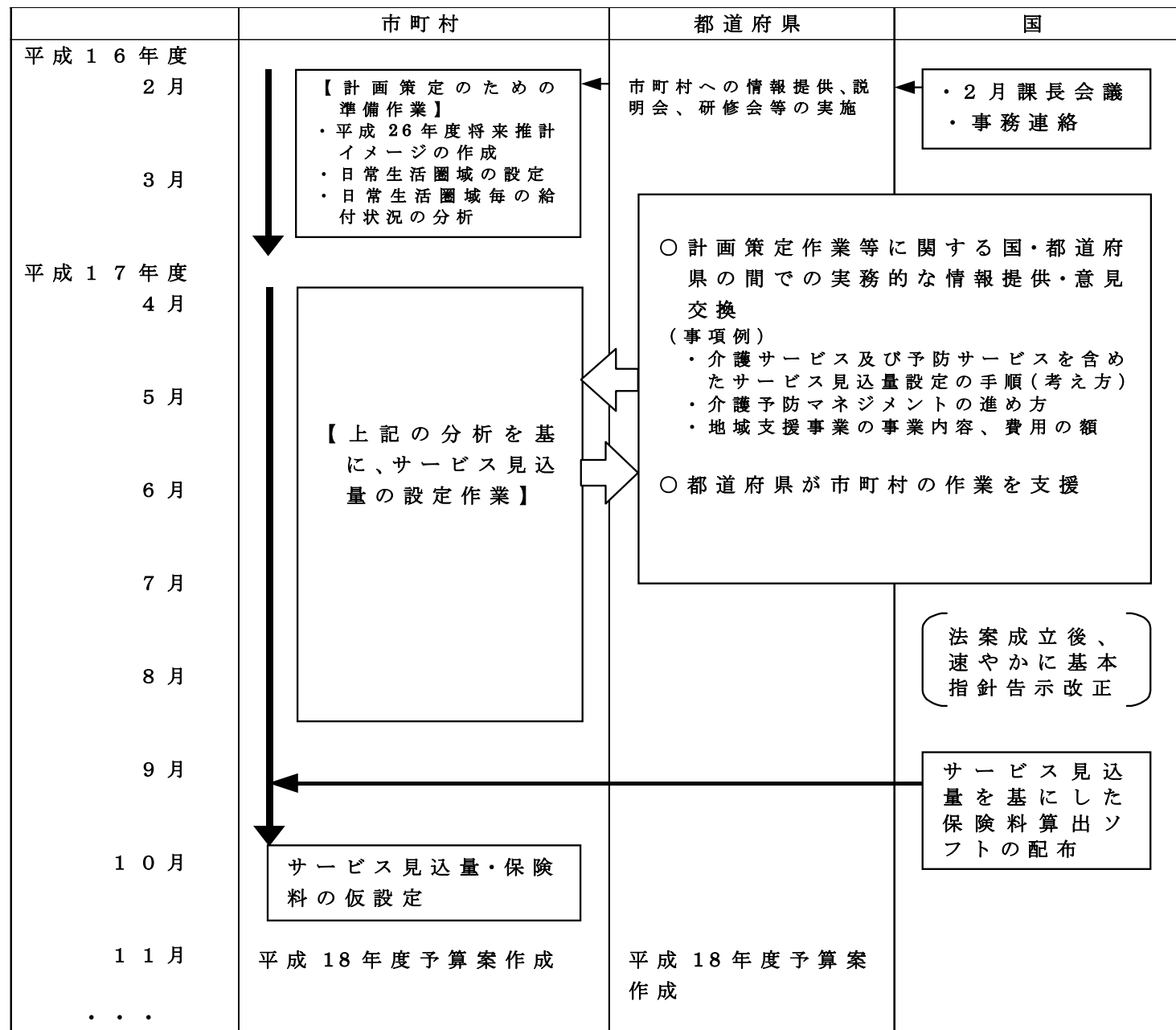
包括的支援事業 任意事業

○ 財源は、1号保険料及び公費
○ 1号負担分を除いた部分を国1/2、 都道府
県・市町村1/4ずつ負担

【財源構成】



○ 都道府県及び市町村の今後の作業スケジュール（案）

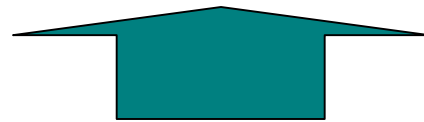


平成17年2月～3月に行っていただく作業

① 平成26年度目標のシミュレーション及び次期計画の参酌標準値の決定並びにこれらに基づく今後の介護サービス基盤の整備素案の作成

② 「日常生活圏域」(案)の設定

③ 介護保険事業の運営状況の分析と政策評価



都道府県は、市町村職員に対する説明会、研修会、情報交換会等の開催などの支援を行う。

介護政策評価支援システムの政策評価指標について (指標の例)

指標1 高齢者1人当たり保険給付額

指標2 要介護度別要介護認定率

指標3 高齢者1人当たり在宅・施設サービス費用

指標5 高齢者1人当たり種類別サービス費用

指標8 要介護度別在宅サービス利用者数

指標14 要介護度別施設別サービス利用者数

指標15～23 要介護度別各在宅サービス利用率

日常生活圏域ごとの具体的な分析手順について

第3期介護保険事業計画の作成に当たっては、これまでの介護保険の運営状況について、「日常生活圏域」ごとに被保険者（高齢者）、要介護者及び給付の状況を把握、分析する必要がある。

基本情報

- ・人口（男女別、年齢階級別）
- ・世帯の状況（独居世帯、高齢者のみ世帯別など） など

認定情報

- ・要介護度別要介護者の数（男女別、年齢階級別）
- ・要介護者の属する世帯の状況 など

介護サービスの給付状況

※ 居宅サービス全体を日常生活圏域ごとに分析する必要

2 地域介護・福祉空間整備等交付金

地域介護・福祉空間整備等交付金について

1 目的

国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、また、地域再生や三位一体改革の観点なども踏まえ、各地方公共団体が地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤を整備することを支援する交付金（「地域介護・福祉空間整備等交付金」）を創設する。

（「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」※に規定。）

※ 「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合施設の整備の促進に関する法律」を「国民の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（案）」により改正予定。

2 地域介護・福祉空間整備等交付金の内容

① 市町村交付金

・・・地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するための交付金

② 都道府県交付金

・・・特別養護老人ホームなど広域型の施設を整備するための交付金

3 平成17年度予算額(案) 866億円

4 国の基本方針

国は、公的介護施設等の整備に関する基本方針を策定する。

- ・ 公的介護施設等の整備の意義及び目標
- ・ 市町村整備計画及び施設生活環境改善計画の作成に係る基本的な事項
- ・ 市町村交付金及び都道府県交付金に係る基本的な事項 等

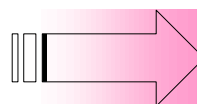
5 交付金について

(1) 市町村整備計画の策定、評価等

市町村(特別区を含む。)は、

- ① 日常生活圏域を単位として、
- ② 様々な介護サービスの面的な配置構想を基に、
- ③ 今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした
「市町村整備計画」を策定し、国に提出。

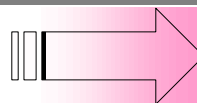
※ 平成17年度においては、介護予防拠点の整備のみを盛り込んだ市町村整備計画を策定することも差し支えない。



計画全体に対し、交付金を交付

(2) 都道府県整備計画の策定

都道府県(指定都市及び中核市を含む。)は、毎年度、施設生活環境改善(創設、個室・ユニット化改修など)のための基盤整備を行うための「施設生活環境改善計画」を策定し、国に提出。



計画全体に対し、交付金を交付

(3) 交付金は、各市町村・都道府県で弾力的な運用が可能

- ① 地域におけるサービス基盤の整備状況や既存の建物の活用状況などを踏まえて、各事業者への助成の程度を柔軟に変更可能
- ② 交付金総額の範囲内で、整備量を増やすことが可能

等

市町村整備計画及び都道府県整備計画のイメージ

今後3年以内にA日常生活圏域で整備すべきサービス基盤に関する

「市町村整備計画」

- 小規模多機能型居宅介護事業
- 小規模特養
- 小規模老健
- 小規模特定施設(ケアハウス)
- 認知症高齢者グループホーム
- 認知症対応型デイサービス
- 夜間対応型訪問介護事業
- 介護予防拠点
- 地域包括支援センター
- 生活支援ハウス
- 高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成

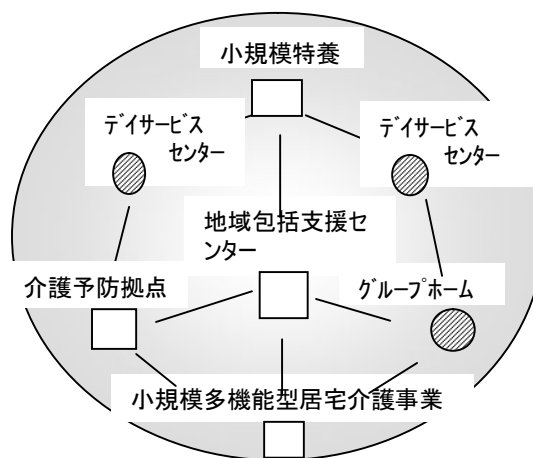
毎年度策定する広域的な介護サービス基盤に関する

「都道府県整備計画」

- 特養
- 老健
- 特定施設(ケアハウス)
- 訪問看護ステーション
- 養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室
- 補装具製作施設
- 盲導犬訓練施設
- 点字図書館
- 聴覚障害者情報提供施設

左のサービス見込量を確保するために必要なサービス基盤の

「面的な配置構想」



● は既存施設
→ □のサービスが不足

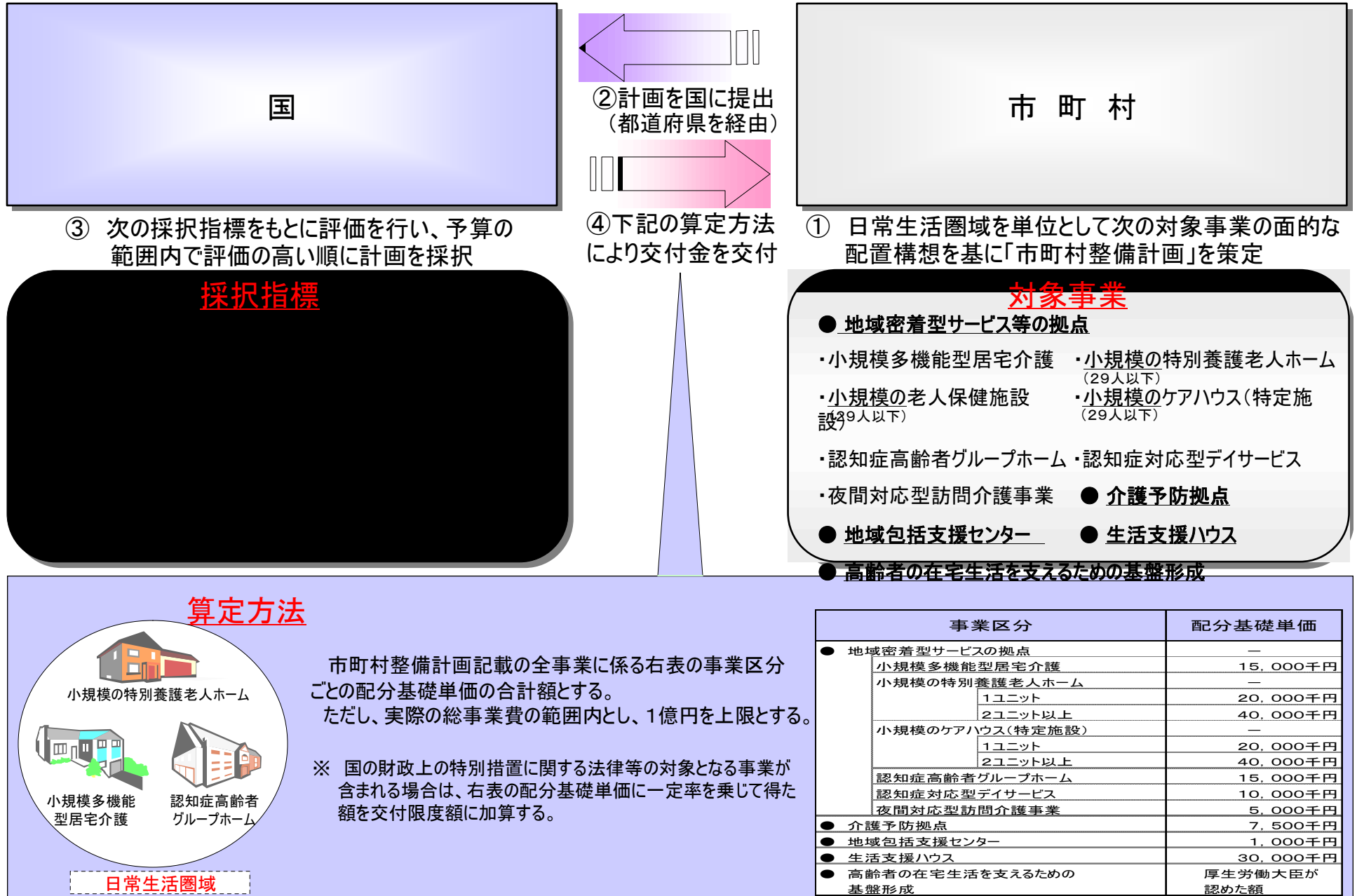
市町村内のA日常生活圏域のサービス見込量

○訪問介護	回
○通所介護	回
・	・
・	・
○特別養護老人ホーム	人
○介護老人保健施設	人
・	・

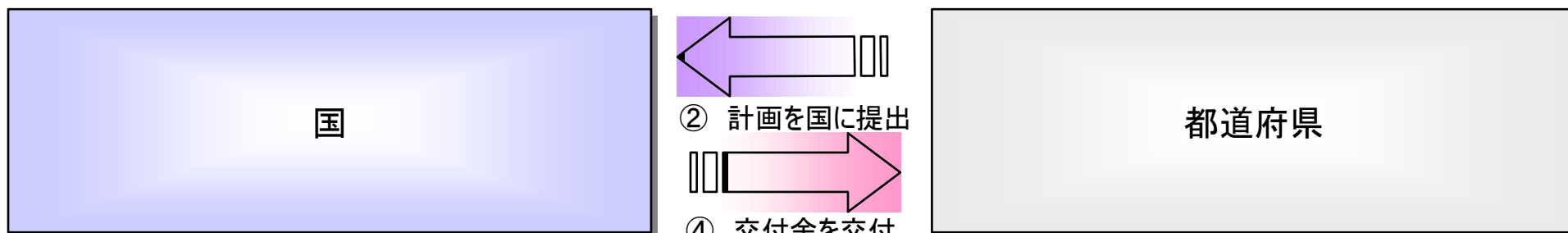
広域的な介護サービス基盤

参考：交付金の交付の流れ（概要）

1 市町村交付金の交付の流れ



2 都道府県交付金の交付の流れ



算定方法

交付基礎額

配分基礎単価
A

整備床数等
B

調整率
C

算定方法の補足

- ① 対象事業ごとの配分基礎単価(A)及び整備床数等(B)の単位については、右表によるものとする。
- ② 調整率(C)は、以下のとおり。

- **調整率1**・・・施設種別及び創設、改築等の別に応じたもの
- **調整率2**・・・建設工事コスト等の地域格差に応じたもの
- **調整率3**・・・特別財政援助を規定した法律等に基づき、補助率のかさ上げ等を行うもの
- **調整率4**・・・既整備量と参酌標準に基づく必要量の比較に基づく率

都道府県

- ① 特養など広域型施設の整備や既存施設の改修などを定めた「施設生活環境改善計画」を策定

対象事業

(介護関連)

- 特別養護老人ホーム(定員30人以上)及び併設される老人ショートステイ用居室(個室・ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。)
- 老人保健施設(定員30人以上。個室・ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。)
- 特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウス(定員30人以上。ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。)

(障害者関連)

- 養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室
- 補装具製作施設
- 盲導犬訓練施設
- 聴覚障害者情報提供施設
- 点字図書館

事業区分	配分基礎単価A	整備床数等B
● 介護関連	—	—
a 特別養護老人ホーム(併設するショートステイ用居室含む。)、養護老人ホーム(併設するショートステイ用居室含む。)及びケアハウス(特定施設)	2,250千円	1人
b 老人保健施設	25,000千円	1施設
c 訪問看護ステーション	4,000千円	1か所
● 障害者関連	—	—
d 補装具製作施設	7,000千円	1施設
e 盲導犬訓練施設	厚生労働大臣が認めた額	1施設
f 点字図書館	23,000千円	1施設
g 聴覚障害者情報提供施設	31,000千円	1施設